

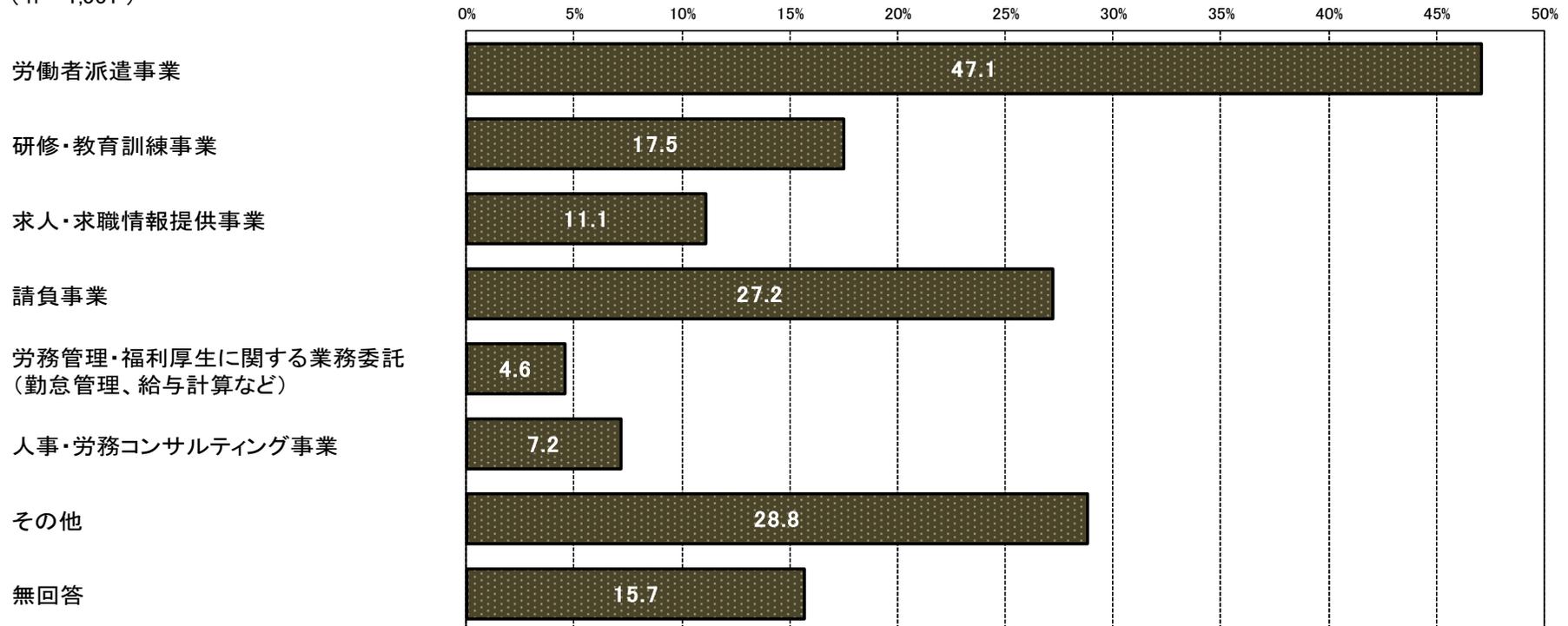
関係データ等について

論点②

業態ごとのルール

職業紹介事業者が職業紹介事業の他にしている事業

(n = 1,551)



職業紹介事業の他にしている事業について聞いたところ、「労働者派遣事業」が47.1%で最も高く、次いで「請負事業」(27.2%)となっている。

出所) 職業紹介事業に関するアンケート調査 職業紹介事業所調査(平成25年 厚生労働省)

募集情報提供事業者が実施する事業内容

Q. 貴社が行っている事業についてお答えください。

MA

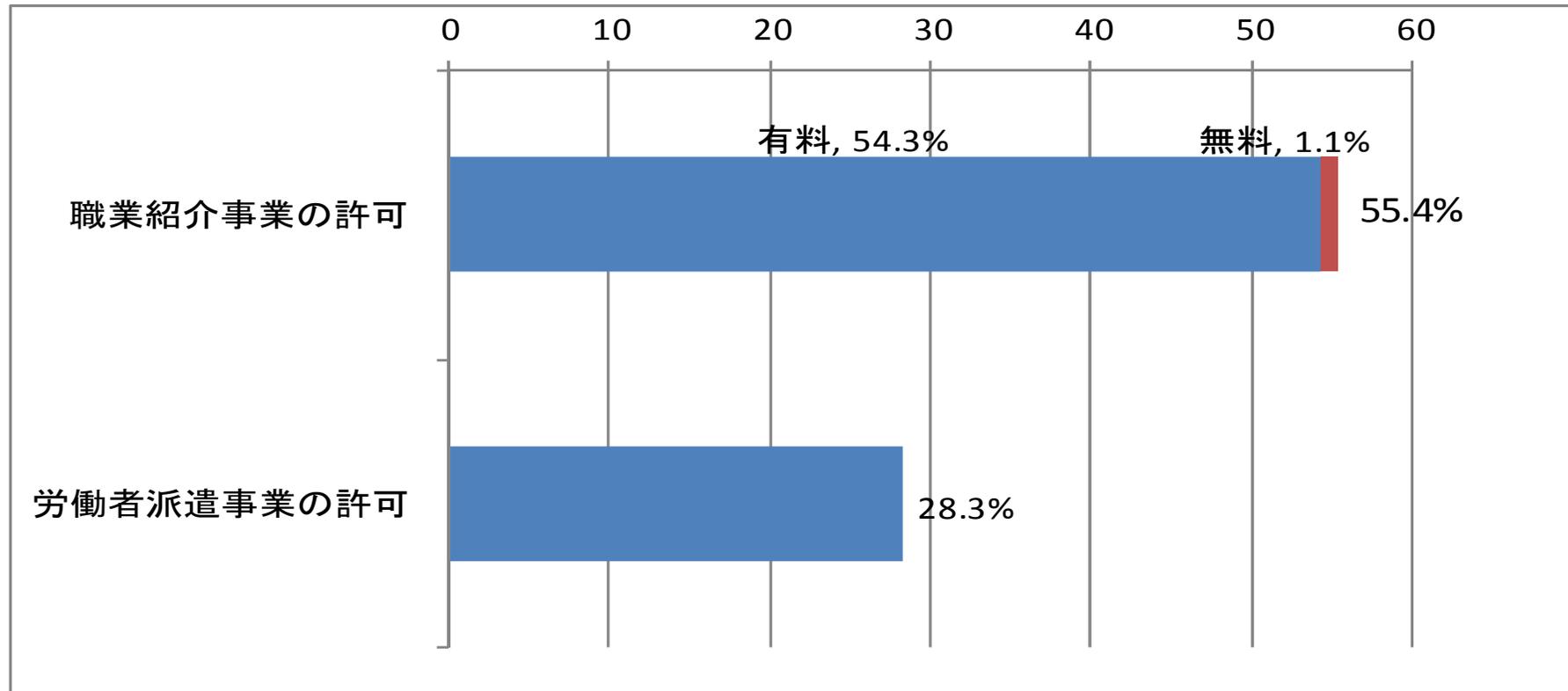
事業内容	企業数	%
求人情報事業	97	98.0
求職情報提供事業	43	43.4
職業紹介事業	44	44.4
労働者派遣事業	22	22.2
研修・教育訓練事業	16	16.2
業務請負事業	13	13.1
労務管理・福利厚生に関する業務委託 (採用関係、給与計算など)	2	2.0
人事・労務コンサルティング	5	5.1
IT関連事業	8	8.1
広告事業	41	41.4
その他	10	10.1
全体	99	100.0

注) 全体は有効回答企業99社。

募集情報提供事業者の関連事業許可状況の割合

Q. 貴社が行っている事業についてお答えください。

MA



注) 各割合 (%) は有効回答企業99社から「無回答」を除いた92社に対するもの。「有料」は有料職業紹介事業の許可、「無料」は無料職業紹介事業の許可を指す。

ヒアリング結果

・ 業態ごとの縦割りの規制

- 派遣、紹介、求人媒体、それぞれデータベースを分けているが、求職者によっては雇用形態にこだわらない人もいるため、シームレスに仕事を紹介できるような仕組みが望ましい。(株ビー・スタイル)

・ 海外の法制度

<イギリス>(西南大学 有田教授)

- 職業紹介に関する許可制が廃止され、監督行政機関による事後的なチェックに移行した。
- 紹介と派遣の区別が厳格になされていない。

<フランス>(JILPT 北澤主任調査員補佐)

- 労働者派遣のみが届出制であり、職業紹介・委託募集・募集情報提供については許可制等の入口規制はない。

<韓国>(名古屋大学 徐特任助教)

- 職業紹介事業に係る従来の許可更新制度を廃止し、無料職業紹介事業については申告制、有料職業紹介事業については登録制としている。
- 職業情報提供事業については申告制となっている。
- 労働者供給事業については許可制とされており、労働組合のみが許可を受けることができる。
- 労働者派遣事業については許可制とされている。